昭和五十二年総理府令第三十九号

別措置法施行規則 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特

置境界の明確化等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。 びに同法及び同令を実施するため、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位 第一項及び第四項並びに沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明 ||化等に関する特別措置法施行令(昭和五十二年政令第二百六十号)第十一条の規定に基づき、並 .法(昭和五十二年法律第四十号)第七条、第八条第二項、第九条、第十条第一項並びに第十二条沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措

(協力委員の届出)

第一条 特別措置法施行令(以下「令」という。) 第三条第一項の規定により選任された協力委員は、そ1一条 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する 留軍用地等であるか駐留軍用地等以外の土地であるかが明らかでない土地に係るものにあつて 土地に係るものにあつては沖縄県知事にそれぞれ提出しなければならない。ただし、提出の際駐駐留軍用地等をいう。以下同じ。)に係るものにあつては沖縄防衛局長に、駐留軍用地等以外の 土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(以下「法」という。)第二条第三項に規定する の旨を記載した届出書を、駐留軍用地等(沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の 沖縄防衛局長又は沖縄県知事のいずれかに提出するものとする。 1

(地図等の閲覧の場所及び公告)

は沖縄県庁及び関係市町村の区域内の適当な場所とする。 沖縄防衛局及び関係市町村の区域内の適当な場所、駐留軍用地等以外の土地に係るものにあつて 法第七条の規定により地図等を閲覧に供する場所は、駐留軍用地等に係るものにあつては

行わなければならない。 法第七条の規定による公告は、官報に掲載するとともに、前項の閲覧に供する場所に掲示して

(代表者の届出)

第三条 法第八条第二項の規定による届出は、届出に係る同条第一項の代表者の住所及び氏名並び に、駐留軍用地等以外の土地に係るものにあつては沖縄県知事にそれぞれ提出して行わなければに次条に規定する事項を記載した届出書を、駐留軍用地等に係るものにあつては沖縄防衛局長

られた代表者であることを証する書面を添付しなければならない。 前項の届出書には、法第八条第二項の規定による届出を行う者が同条第一項の合意により定め

(代表者の届出事項)

第四条 法第八条第二項の内閣府令・防衛省令で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

届出に係る法第八条第一項の区域の表示

土地が登記されていない場合にあつては、当該土地の位置) 前号の区域内の各筆の土地の所有者の住所及び氏名並びにその所有に係る土地の地番(当 該

法第十条第一項の協議の開始の予定時期

その他参考となる事項

(地図等の交付の公告)

第五条 第二条第二項の規定は、法第九条の規定による公告について準用する

(位置境界の確認を求める方法)

号に掲げる事項並びに当該確認を求める法第八条第一項の区域に係る令第三条第一項の協力委員 が選任されている場合にあつては当該協力委員の住所及び氏名を記載した書面によらなければな 法第十条第一項の規定により確認を求めるには、令第五条第一号から第三号まで及び第五

(位置境界の確認の通知

第七条 法第十二条第一項の規定による通知は、 書面により行わなければならない。

(現地確認書の記載事項)

|第八条 法第十二条第四項の内閣府令・防衛省令で定める事項は、 法第十二条第三項の規定による確認が行われた年月日 次に掲げる事項とする。

法第十二条第三項の規定による確認が行われた各筆の土地の面積

三 法第十二条第三項の規定による確認が同項に規定する方法により行われた旨

第九条 法第十五条第三項の証明書の様式は、 (身分証明書の様式)

(裁決申請書の様式) 様式第一号のとおりとする。

第十条 令第十一条の裁決申請書の様式は、 様式第二号のとおりとする。

附 則抄

この府令は、公布の日から施行する。

(施行期日) 則 (平成一二年八月一四日総理府令第九二号)

第一条 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の 成十三年一月六日)から施行する。 日 伞

則 (平成一二年八月一四日総理府令第一〇二号)

附

三年一月六日)から施行する。 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 (平成十

附 則 (平成一九年一月四日内閣府令第二号)

(平成十九年一月九日)から施行する。 この府令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十八号)の施行の

日

附 則 (平成一九年七月二日内閣府·防衛省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

(平成一九年八月二〇日防衛省令第九号)

施行の日(平成十九年九月一日)から施行する。 この省令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律 (平成十九年法律第八十号)

附則 (令和元年六月二六日内閣府・防衛省令第一号)

この命令は、令和元年七月一日から施行する。

則 (令和二年一二月二五日内閣府·防衛省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

様式第一号 (第九条関係)

(表)

第 号

身分証明書

顔写真

住 所 ^{5 リ ガ な} 氏 名 生年月日 職名又は資格

上記の者は、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法第15条第1項の規定により土地に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日

年 月 日

有効期限

発行者

印

(裏)

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和52年法律第40号)(抄)(他人の土地への立入り)

- 第15条 実施機関の長は、第5条第1項の地図の作成並びに前条の規定による調査及び測量のため必要があるときは、その所属の職員又はその指定する者を他人の土地に立ち入らせることができる。
- 2 実施機関の長は、前項の規定によりその所属の職員又はその指定する者を宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者又は関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。

様式第二号 (第十条関係)

裁決申請書

裁決申請者 住所

氏名

相 手 方 住所 公司がな 氏名

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法第16条第1項の規定による損失の補償について、同条第2項の規定による協議が成立しないので、同条第3項の規定により、下記のとおり裁決を申請します。

詑

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所

氏名

収用委員会御中

備考1 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申 請することができる。

- 2 「損失の事実」については、発生の場所及 び時期を併せて記載すること。
- 3 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 4 「協議の経過」については、経過の説明の 外に、協議が成立しない事情を明らかにする こと。